

選択的夫婦別姓制度の導入に向けた一日も早い民法改正を求める意見書の提出について

別紙、意見書を関係方面に提出されたく、会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和6年10月11日

伊丹市議会議長

戸田 龍起 様

提 出 者

伊丹市議会議員 北原 速男

伊丹市議会議員 高塚 伴子

伊丹市議会議員 山藺 有理

伊丹市議会議員 齊藤 真治

伊丹市議会議員 大津留 求

伊丹市議会議員 原 直輝

選択的夫婦別姓制度の導入に向けた一日も早い民法改正を求める意見書（案）

女性差別撤廃委員会は2009年、民法及び戸籍法における差別的規定の廃止を日本政府に勧告し、その後もこの勧告を遅滞なく実施するよう繰り返し強く求めている。国連人権理事会等の国際機関も同様の勧告を繰り返しており、日本政府は自ら批准した国際人権条約実施の意思を問われているといえる。

1996年に法制審議会が選択的夫婦別姓制度導入などを含む民法改正要綱を答申してから4半世紀が経過した。第5次男女共同参画基本計画は「夫婦の氏に関する具体的な制度の在り方に関し」「国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断も踏まえ、更なる検討を進める」としている。

さらに、2015年12月に続き、2021年6月の最高裁大法廷において、夫婦同姓規定が合憲とされる一方、制度の在り方については国会で論ぜられ判断されるべきであるとされたところであるが、依然として国会での議論は進んでいない状況である。

最近の世論調査では約7割が選択的夫婦別姓制度に賛成であり、若年層ほど賛成割合が高くなっている。本年1月17日には日本経済団体連合会が、「結婚後に夫婦が同じ姓を名乗ることを義務づける日本の制度が企業活動を阻害している」と訴え、政府に選択的夫婦別姓制度の導入を求め、注目と共感が広がっている。

よって、国におかれては、結婚後の姓を自由に選択できる選択的夫婦別姓制度を導入するための民法改正を行うよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年10月11日

伊丹市議会

（提出先）

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

総務大臣

法務大臣